

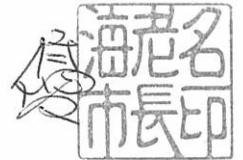


海老名市一般職の職員の初任給、昇格、昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 9 月 29 日

海老名市長

内 野



海老名市一般職の職員の初任給、昇格、昇給に関する規則の一部を改正
する規則

海老名市一般職の職員の初任給、昇格、昇給に関する規則（昭和３６年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条を次のように改める。

（職務の級の決定）

第９条 新たに職員となる者の職務の級は、次に定めるところにより決定する。

- （１） その者の職務の級を級別資格基準表に必要経験年数の定めのない職務の級に決定しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得て決定する。
- （２） その者の職務の級を前号以外の職務の級に決定しようとする場合は、その者の経験年数が決定しようとする職務の級について、級別資格基準表に掲げる必要経験年数に達していることを基準として決定する。ただし、第１５条第１項各号に掲げる者から新たに職員となった者又は同条第２項に該当する者について、部内の他の職員との均衡上必要であると認める場合は、同表に掲げる必要経験年数の８割以上１０割未満の年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

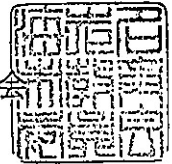


海老名市教育委員会告示第 13 号

海老名市文化財保護条例（平成 31 年 3 月 28 日条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の文化財を海老名市指定重要無形民俗文化財に指定し、同条第 3 項に基づき保持団体を認定したので、第 6 条の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

海老名市教育委員会



記

指定 番号	名称	保持団体
23	海老名の祭囃子	海老名市はやし保存連絡協議会 会長 〇〇〇〇〇

※ 詳細は、掲示場で確認してください。